相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区麹町三丁目三番地八、最後の住所東京都目黒区中町一丁目二五番二号　コーポ水中　被相続人　亡　竹内弥惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

さいたま市浦和区仲町四丁目一五番六号　相続財産管理人　山本　友惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内二〇〇七番地、最後の住所埼玉県川越市大字的場一九六五番地三　被相続人　亡　渡邉　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

埼玉県川越市脇田町三三―一ITOビル四階　相続財産管理人弁護士　長　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市若葉台五八番地一二八、最後の住所千葉県流山市若葉台五八番地の一二八　被相続人　亡　森川　素子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階東葛総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　蒲田　孝代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市西町ハ九番地、最後の住所石川県小松市若杉町ヲ六五番地二　被相続人　亡　土坂　順作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

石川県小松市土居原町五二二番地フォーサイト駅西一階　弁護士法人出口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　出口　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市寺井町わ五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　出村　昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

石川県小松市土居原町五二二番地フォーサイト駅西一階　弁護士法人出口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　出口　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡西桂町下暮地三一七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　郷田　友三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号　相続財産管理人　弁護士　細田　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県碧南市幸町五丁目四八番地、最後の住所愛知県碧南市鷲林町四丁目一〇九番地一　被相続人　亡　大竹　松乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階　相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区丸山町三丁目八〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　日比野保久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

事務所　名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階大場鈴木堀口合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区日本橋東一丁目一二番地、最後の住所三重県伊賀市桐ヶ丘七丁目一八六番地　被相続人　亡　前田　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津ビル八階　相続財産管理人　三浦　敏秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条東御霊町一番地一六、最後の住所京都市南区東九条東御霊町一番地の一六　被相続人　亡　赤木　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

京都市中京区東洞院竹屋町下ル竹屋町法曹ビル三階　相続財産管理人　濱田　次雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府摂津市千里丘三丁目三〇五番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町高丘三丁目一番地の一　一七号棟二〇二号　被相続人　亡　南　鐵郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十七日

神戸市中央区多聞通二―五―一六　三江ビル四階　神戸そよかぜ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　富田　智和

第65期決算公告

平成22年9月17日　東京都板橋区大山東町9番9号
菊池食品工業株式会社
代表取締役　菊池　幸

貸借対照表の要旨　（平成22年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,053,434	流動負債	1,029,113
固定資産	1,220,167	固定負債	900,389
繰延資産	9,576	**負債合計**	**1,929,503**
		株主資本	1,353,675
		資本金	52,000
		資本剰余金	12,030
		資本準備金	12,030
		利益剰余金	1,297,844
		利益準備金	4,670
		その他利益剰余金	1,293,174
		（内当期純利益）	（17,102）
		自己株式	△8,200
		純資産合計	**1,353,675**
資産合計	3,283,178	**負債・純資産合計**	3,283,178

第113期決算公告

平成22年6月25日　埼玉県羽生市大字上岩瀬三九二番地
羽生プラスチツク株式会社
取締役社長　中村隆一郎

貸借対照表の要旨　（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	921,589	流動負債	1,503,499
固定資産	1,544,228	固定負債	50,810
有形固定資産	1,324,995	株主資本	908,848
無形固定資産	30,910	資本金	200,000
投資その他の資産	188,324	資本剰余金	10,314
		資本準備金	10,314
		利益剰余金	698,534
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	648,534
		（うち当期純利益）	（19,136）
		評価・換算差額等	2,660
		その他有価証券評価差額金	2,660
資産合計	2,465,817	**負債・純資産合計**	2,465,817